

令和2年度第3回 高松市高齢者保健福祉・介護保険制度 運営協議会	資料1
令和3年1月21日（木）	

第8期高松市高齢者保健福祉計画素案について

第8期高松市高齢者保健福祉計画の構成

第I部 総論

第1章 計画の概要

- 1 計画策定の背景と趣旨
- 2 計画の位置付け
- 3 高齢者を取り巻く概況

第2章 日常生活圏域の状況

- 1 高松市の日常生活圏域、地域包括支援センター管轄地域
- 2 日常生活圏域ごとの状況

第3章 アンケート結果からみた高齢者の概況

- 1 高齢者の暮らしと介護に関するアンケート調査結果（抜粋）
- 2 在宅介護実態調査結果（抜粋）

第4章 第7期計画の進捗状況

- 1 第7期計画の成果指標の達成状況
- 2 第7期計画の進捗状況
- 3 前期計画の評価

第II部 ビジョン編

第1章 計画の基本方針

- 1 第8期計画における基本的な考え方
- 2 基本理念と成果指標
- 3 基本目標
- 4 重点課題

第2章 施策の展開

- 1 施策の体系
- 2 施策ごとの数値目標

第III部 プラン編

第1章 重点課題① 介護予防と社会参加の推進

- 1 介護予防・重度化防止の推進
- 2 居場所づくりの推進
- 3 健康づくりの推進
- 4 社会参加・生きがいづくりの促進
- 5 感染症予防対策の充実

第2章 重点課題② 包括的な支援体制の構築

- 1 在宅医療・介護連携の充実
- 2 介護保険サービスの充実
- 3 生活支援・見守り体制の充実
- 4 認知症施策の推進
- 5 地域包括支援センターの機能強化
- 6 包括的な相談支援体制の推進
- 7 家族介護支援の推進

第3章 重点課題③ 生活環境の充実

- 1 住まいの整備・充実
- 2 外出支援の充実
- 3 安全で住みよい環境づくりの推進
- 4 災害時の援護体制の充実

第4章 介護保険事業の円滑な運営

- 1 介護保険サービス量の見込
- 2 介護保険サービスの質的向上
- 3 介護給付適正化の推進
- 4 介護保険サービス提供体制の確保

第5章 計画の推進体制

- 1 計画の推進体制
- 2 サービス提供体制
- 3 計画の進行管理
- 4 情報の公開

資料編

第I部 総論

1. 計画策定の根拠

高松市高齢者保健福祉計画は、老人福祉法の規定に基づく「老人福祉計画」と介護保険法の規定に基づく「介護保険事業計画」を一体のものとして、3年に1度策定します。

高松市高齢者保健福祉計画

- ・ **老人福祉計画（老人福祉法第20条の8第1項）**

全ての高齢者を対象とした、保健福祉事業全般に関する計画

- ・ **介護保険事業計画（介護保険法第117条第1項）**

要介護（要支援）高齢者、要介護（要支援）となるリスクの高い高齢者を対象とした、介護（予防）サービスや、介護予防事業に関する実施計画

介護保険料
介護保険サービス見込量
など

2. 計画期間

第6期以降の計画は「地域包括ケア計画」と位置付けられ、団塊の世代が全て75歳以上となる2025年（令和7年）までの各計画期間を通じて、地域包括ケアシステムを段階的に構築することとされています。

H27 (2015)	H28 (2016)	H29 (2017)	H30 (2018)	R元 (2019)	R2 (2020)	R3 (2021)	R4 (2022)	R5 (2023)	R6 (2024)	R7 (2025)	R8 (2026)
第6期高齢者保健福祉計画 (介護保険事業計画)			第7期高齢者保健福祉計画 (介護保険事業計画)			第8期高齢者保健福祉計画 (介護保険事業計画)			第9期高齢者保健福祉計画 (介護保険事業計画)		
準備・推進			充実			発展			実現		

2025年に向けて、地域包括ケアシステムを段階的に構築

3. 介護保険事業に係る保険給付の円滑な実施を確保するための基本的な指針（基本指針）

介護保険法第116条において、厚生労働大臣は介護保険事業に係る保険給付の円滑な実施を確保するための基本的な指針（基本指針）を定めることとされており、基本指針は計画作成上のガイドラインの役割を果たしています。

第8期基本指針（第8期計画において記載を充実する事項）1/2

1 2025・2040年を見据えたサービス基盤、人的基盤の整備

○2025・2040年を見据え、地域ごとの推計人口等から導かれる介護需要等を踏まえて計画を策定

2 地域共生社会の実現

○地域共生社会の実現に向けた考え方や取組について記載

3 介護予防・健康づくり施策の充実・推進（地域支援事業等の効果的な実施）

○一般介護予防事業の推進に関して「PDCAサイクル沿った推進」、「専門職の関与」、「他の事業との連携」について記載

○高齢者の保健事業と介護予防の一体的実施について記載

○自立支援、介護予防・重度化防止に向けた取り組みの例示として就労的活動等について記載

○総合事業の対象者や単価の弾力化を踏まえて計画を策定

○保険者機能強化推進交付金等を活用した施策の充実・推進について記載。

○在宅医療・介護連携の推進について、看取りや認知症への対応強化等の観点を踏まえて記載

○要介護（支援）者に対するリハビリテーションの目標については国で示す指標を参考に計画に記載

○PDCAサイクルに沿った推進にあたり、データの利活用を進めることやそのための環境整備について記載

4 有料老人ホームとサービス付き高齢者住宅に係る都道府県・市町村間の情報連携の強化

○住宅型有料老人ホーム及びサービス付き高齢者向け住宅の設置状況を記載

○整備に当たっては、有料老人ホーム及びサービス付き高齢者向け住宅の設置状況を勘案して計画を策定

第8期基本指針（第8期計画において記載を充実する事項）2/2

5 認知症施策推進大綱を踏まえた認知症施策の推進

- 認知症施策推進大綱に沿って、認知症の人ができる限り地域のよい環境で自分らしく暮らし続けることができる社会の実現を目指すため、5つの柱に基づき記載。（普及啓発の取組やチームオレンジの設置及び「通いの場」の拡充等について記載。）
- 教育等他の分野との連携に関する事項について記載

6 地域包括ケアシステムを支える介護人材確保及び業務効率化の取組の強化

- 介護職員に加え、介護分野で働く専門職を含めた介護人材の確保の必要性について記載
- 介護現場における業務仕分けやロボット・ICTの活用、元気高齢者の参入による業務改善など、介護現場革新の具体的な方策を記載
- 総合事業等の担い手確保に関する取組の例示としてボランティアポイント制度等について記載
- 要介護認定を行う体制の計画的な整備を行う重要性について記載
- 文書負担軽減に向けた具体的な取組を記載

7 災害や感染症対策に係る体制整備

- 近年の災害発生状況や、新型コロナウイルス感染症の流行を踏まえ、これらへの備えの重要性について記載

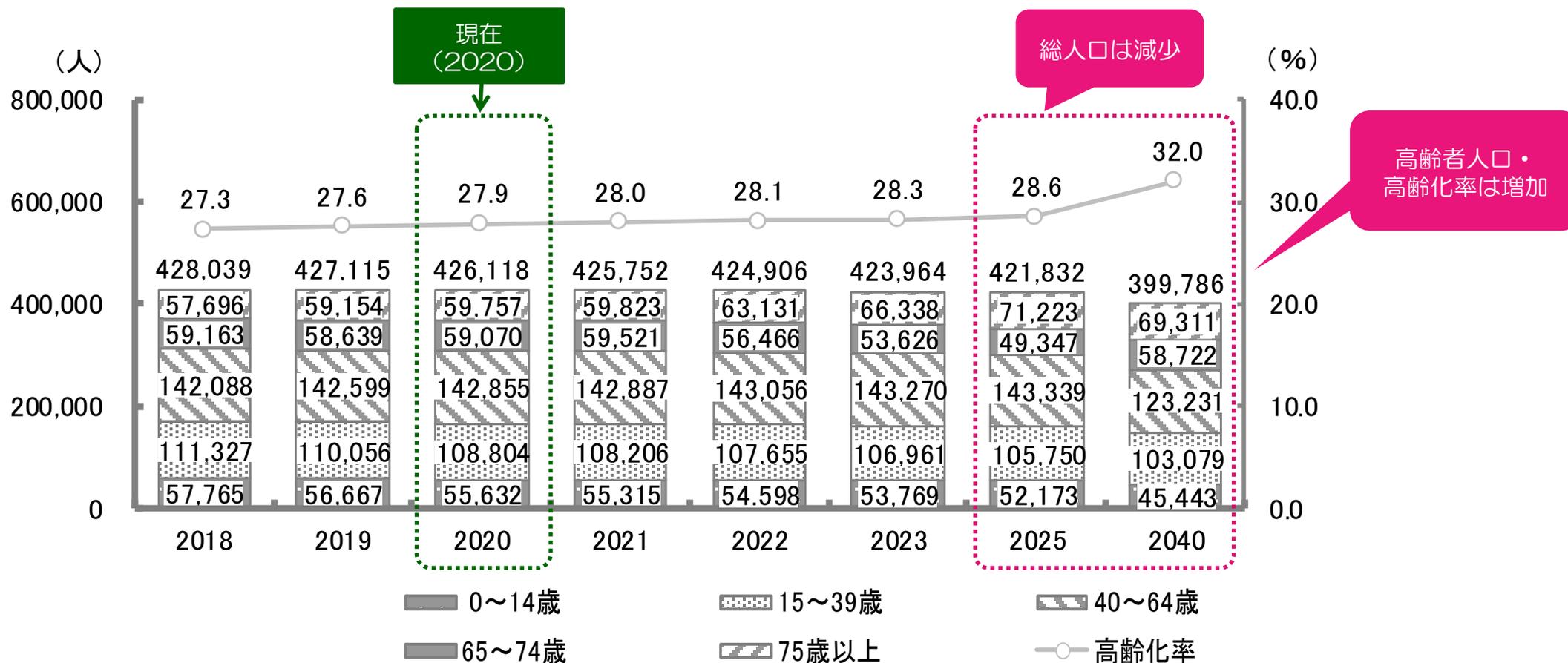
4. 高齢者を取り巻く概況

(1) 人口の推移

本市の総人口は、減少傾向となっており、2020（令和2）年では426,118人となっています。年齢構成別にみると、40～64歳（第2号被保険者）が142,855人、65歳以上の高齢者（第1号被保険者）が118,827人で、高齢化率は27.9%となっています。

将来人口については、緩やかな減少傾向で推移し、団塊の世代が全て後期高齢者となる2025（令和7）年には421,832人、本市の最大の人口集団である団塊ジュニア世代が65歳以上の高齢者となる2040（令和22）年には399,786人にまで減少することが見込まれます。

その一方で、高齢者人口については増加傾向で推移し、2025（令和7）年には120,570人（高齢化率28.6%）、2040（令和22）年には128,033人（高齢化率32.0%）にまで増加することが見込まれます。



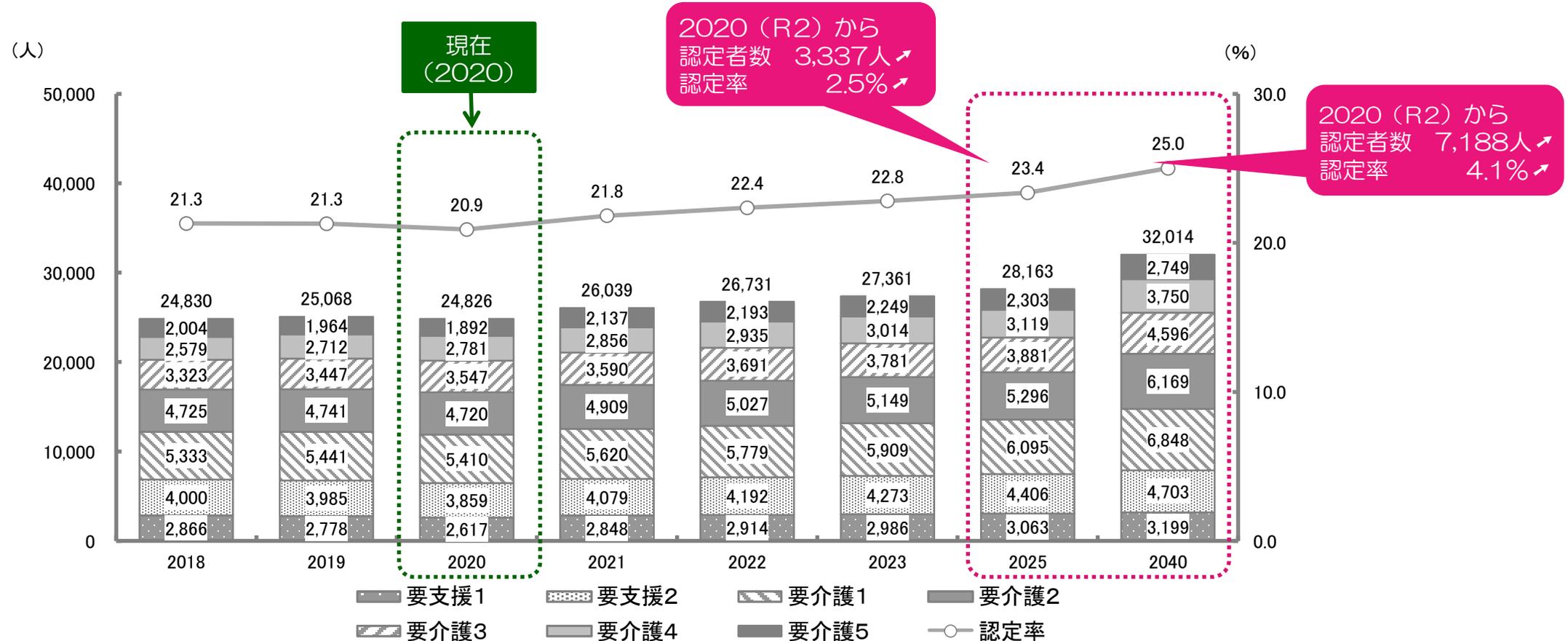
4. 高齢者を取り巻く概況

(2) 第1号被保険者における要介護（要支援）認定者数の推移

本市の要支援・要介護認定者数は、2020（令和2）年で24,826人となっています。介護度別で見ると、2018（平成30）年と2020（令和2）年と比較して、要介護4の伸びが最も大きく、次いで、要介護3が大きくなっています。

また、年齢別人口に対する認定者の割合（出現率）をみると、65～69歳が3.0%であるのに対し、90歳以上では79.8%と、おおむね5人に4人が要介護（要支援）認定者となっています。

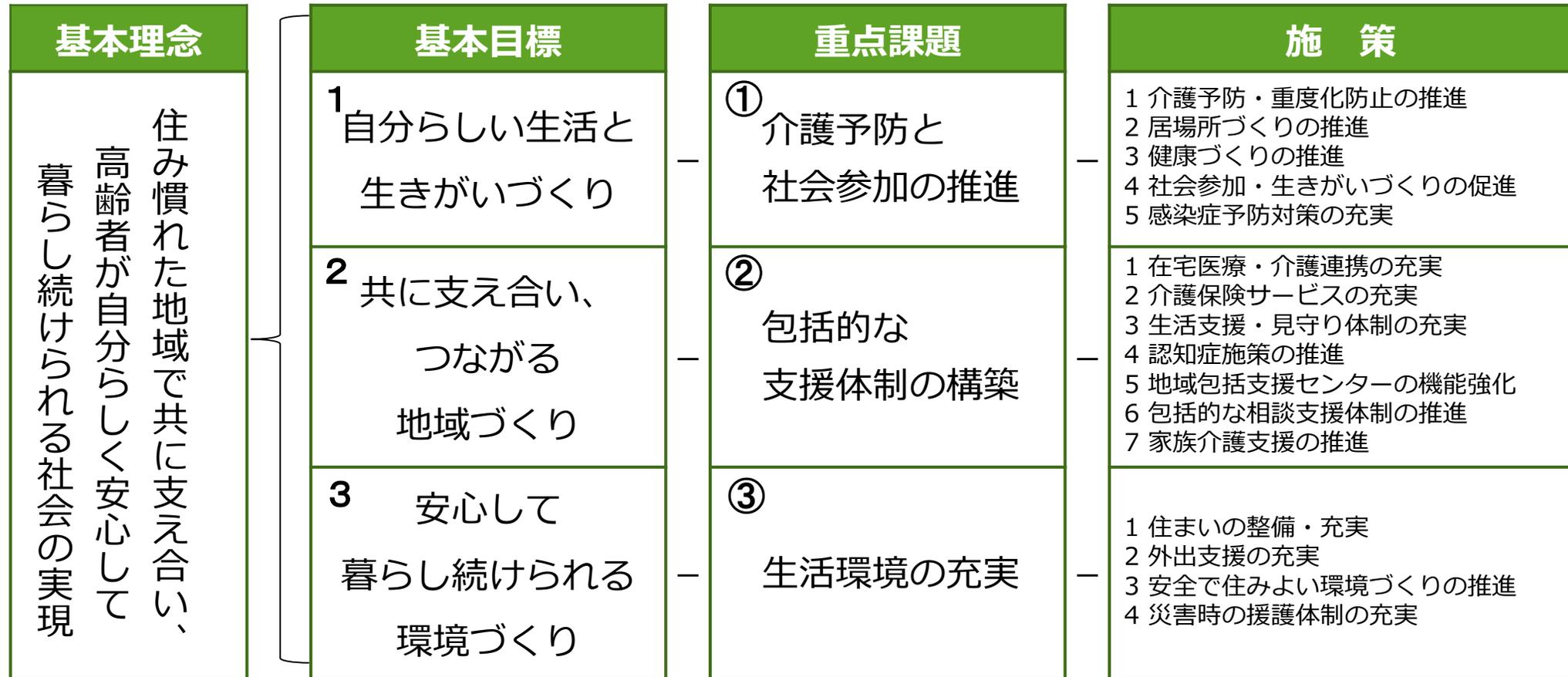
このような特性を踏まえた推計では、2025（令和7）年には第1号被保険者における要介護（要支援）認定者が28,163人（認定率23.4%）、2040（令和22）年には32,014人（認定率25.0%）に増加すると見込まれます。



1. 施策の体系

地域包括ケアシステムの構築を目指し、第7期計画で進めてきた取組を更に充実させていくとともに、地域包括ケアの深化・推進の考え方を踏まえながら、地域における住民主体の課題解決や包括的な相談支援体制の構築等、地域全体で支え合い、個人の尊厳や、その人らしい生き方が尊重され、安心して生活していくことができる地域づくりを着実に推進していく必要があります。

このようなことから、第8期高松市高齢者保健福祉計画においては、第7期計画を踏襲し、これまでの基本理念を引き継ぎ、基本目標、重点課題について基本的には踏襲しながら、現状に合わせ、文言の訂正等を行っています。



2. 計画全体の成果指標

第7期計画の基本理念、基本目標等を踏襲したことから、計画全体の成果指標も引き継ぎ、進捗を確認することとします。

指標名	指標の説明	現況値	目標値		
		R元	R3	R4	R5
① 地域包括ケアシステムの構築に対する市民満足度 (%)	第6次高松市総合計画において推進している施策の市民満足度調査において、「満足」「やや満足」と回答した方の割合の合計(年度毎)	25.4	25.6	25.8	26.0
② 介護・支援を必要としていない高齢者の割合(自立高齢者率) (%)	介護・支援を必要としていない65歳以上の高齢者の割合(毎年9月末日)	78.7	78.5	78.5	78.5
③ 介護・支援を必要としていない後期高齢者の割合(自立後期高齢者率) (%)	介護・支援を必要としていない75歳以上の後期高齢者の割合(毎年9月末日)	62.1	62.1	62.1	62.1
④ 生きがいがある高齢者の割合 (%)	計画策定に係る「高齢者の暮らしと介護に関するアンケート」の調査項目(次回R4 ※1)	56.6	-	59.0	-

※1 計画期間の開始前年に実施する「高齢者の暮らしと介護に関するアンケート調査」により確認するため、令和4年の数値を目標値とします。

3. 各施策の数値目標

基本目標1：自分らしい生活と生きがいづくり — 重点課題①：介護予防と社会参加の推進

施策	区分	指標の説明	現況値	目標値		
			R元	R3	R4	R5
1 介護予防・重度化防止の推進	「フレイル予防講座」参加者数 (人)	「フレイル予防講座」の参加者数の合計(延べ人数・年度毎)	871	900	1,000	1,100
	要支援認定者(サービス利用者)の維持改善率 (%)	要支援認定者(サービス利用者)が介護予防サービス計画の更新時に「維持」「改善」している人の割合(年度毎)	78.2	82	82	82

基本目標1：自分らしい生活と生きがいづくり — 重点課題①：介護予防と社会参加の推進

施策	区分	指標の説明	現況値	目標値		
			R元	R3	R4	R5
2 居場所づくりの推進	通いの場への参加者実人数 (人)	通いの場(居場所又は通所B)の参加者・利用者数の合計(実人数・年度毎)	5,341	5,500	5,775	6,050
	主観的健康感の維持向上率 (%)	居場所参加者に対し、年度始めと年度末に実施する調査において、主観的健康感(5段階評価)が維持又は改善した方の割合	95.5	95.0	95.2	95.3
3 健康づくりの推進	特定健康診査受診率 (%)	特定健康診査の受診率(年度毎)	43.3	60.0	60.0	60.0
	後期高齢者医療健康診査受診率 (人)	後期高齢者医療健康診査の受診率(年度毎)	48.5	50.0	52.0	54.0
4 社会参加・生きがいづくりの促進	多世代交流を実施している割合 (%)	居場所のうち、子どもとのふれあい加算の支給を受けている割合	19.3	19.3	19.4	19.4
	シルバー人材センター会員の就業実人数 (人)	シルバー人材センターの会員のうち、実際に就業した会員の割合(年度毎)	1,201	1,200	1,210	1,220
5 感染症予防対策の充実	高齢者の肺結核患者における喀痰塗沫陽性者の割合 (%)	65歳以上の肺結核患者のうち、感染力のある者の割合(年毎)	65.2	60.7	60.7	60.7

基本目標2：共に支えあい、つながる地域づくり — 重点課題②：包括的な支援体制の構築

施策	区分	指標の説明	現況値	目標値		
			R元	R3	R4	R5
1 在宅医療・介護連携の充実	多職種連携構築度評価平均得点 (点)	多職種連携研修等に参加している専門職による、地域の多職種連携構築度評価の平均得点(10点満点・年度毎)	5.6	6.5	7.0	7.0
	要介護者の在宅比率 (%)	在宅※での要介護認定者の割合(毎年9月末日)	79.9	77.8	78.3	79.2

※ 介護保険3施設・認知症対応型共同生活介護・介護専用型特定施設入所者以外の者をさす

基本目標 2 : 共に支えあい、つながる地域づくり — 重点課題② : 包括的な支援体制の構築

施策	区分	指標の説明	現況値	目標値		
			R元	R3	R4	R5
2 介護保険サービスの充実	第8期計画期間中の施設・居住系サービスの整備率 (%)	第8期計画期間(R3~5)における、施設・居住サービスの整備見込量に対する達成割合(年度毎)	7.6	-	-	100
	介護サービス相談員派遣受入事業所数 (か所)	介護サービス相談員派遣事業において、相談員を受け入れた事業所の数(年度毎)	27	28	29	30
	ケアプランの点検件数 (件)	給付費適正化主要5事業のうち、ケアプラン点検を行った件数(年度毎)	229	130	135	140
3 生活支援・見守り体制の充実	見守り協定締結事業者数 (事業者)	市・民児連・企業等の3者による「地域で支え合う見守り活動に関する協定」締結事業者数(累計)	87	87	90	94
4 認知症施策の推進	認知症初期集中支援チームの支援が医療や介護サービスにつながった割合 (%)	認知症初期集中支援チームの介入により、早期診断・早期対応に向けた効果的な支援が行われた割合(年度毎)	71.0	100.0	100.0	100.0
	認知症サポーター養成人数 (人)	認知症サポーター養成講座を受講し、サポーターとなった人数(累積)	50,188	53,000	56,000	59,000
5 地域包括支援センターの機能強化	総合相談支援件数 (件)	地域包括支援センター及び老人介護支援センターにおいて相談を受けた件数(年度毎)	23,229	24,100	24,800	25,500
	地域ケア小会議における、個別課題の検討件数 (件)	地域ケア小会議のうち、個別課題について検討した件数(年度毎)	104	116	130	139
6 包括的な相談支援体制の推進	地域福祉ネットワーク会議を設置し、地域の課題解決に向けた検討を行っている地区数 (地区)	地域福祉ネットワーク会議を設置している地域コミュニティ協議会単位の地区のうち、地域の課題解決に向けた検討を行っている地区数(累計)	39	44	44	44
	アウトリーチ(地域で情報収集・個別訪問等)件数 (件)	まるごと福祉相談員が地域の会合出席、地域の拠点訪問、戸別訪問等を行った延べ件数	732	2,816	3,644	3,644

基本目標 2 : 共に支えあい、つながる地域づくり — 重点課題② : 包括的な支援体制の構築

施策	区分	指標の説明	現況値	目標値		
			R元	R3	R4	R5
7 家族介護支援の推進	介護相談専用ダイヤルの相談件数 (件)	24時間365日受付の「たかまつ介護相談専用ダイヤル」相談件数(年度毎)	489	500	470	440

基本目標 3 : 安心して暮らし続けられる環境づくり — 重点課題③ : 生活環境の充実

施策	区分	指標の説明	現況値	目標値		
			R元	R3	R4	R5
1 住まいの整備・充実	「住みやすさ」に対する市民満足度 (70歳以上) (%)	第6次高松市総合計画における市民満足度調査において、「住みよい」「まあまあ住みよい」と回答した方の割合(70歳以上)の合計(年度毎)	88.3	88.7	89.1	89.5
2 外出支援の充実	ゴールドIruCa保有率 (%)	70歳以上の人口に対するゴールドIruCa発行枚数の割合(年度毎)	28.3	34.5	37.5	40.6
	ノンステップバス導入率 (%)	市内バス事業者におけるノンステップバスの割合(年度毎)	73.0	72.2	74.1	75.9
3 安全で住みよい環境づくりの推進	高齢者の消費生活相談における解決割合 (他機関への誘導を含む) (%)	高齢者から寄せられた消費生活センターへの相談のうち、解決に導くことができた(他機関への誘導を含む)割合(年度毎)	99.2	99.4	99.4	99.5
	高齢者交通安全教室等参加者数 (人)	高齢者交通安全教室の参加者数(年度毎)	4,773	5,000	5,000	5,000
4 災害時の援護体制の充実	避難行動要支援者名簿の新規登録率 (%)	避難行動要支援者名簿の新規登録対象者のうち、登録希望者の割合(年度毎)	11.7	20.0	20.0	20.0
	コミュニティ単位の防災訓練のうち、避難所運営等訓練実施率 (%)	コミュニティ単位で実施された防災訓練のうち、避難所運営訓練等を行った地区の割合(年度毎)	72.7	90.0	90.0	90.0

第Ⅲ部 プラン編

第1章 重点課題①：介護予防と社会参加の推進

気軽に健康づくりや介護予防に取り組めるよう、介護予防支援・介護予防ケアマネジメントや一般介護予防事業に向けた取組を推進します。また、高齢者がこれまで培ってきた知識や経験、能力を活かし、地域における様々な分野で、高齢者が活躍できる地域づくりに取り組み、社会参加の推進を図ります。

施 策		主な取組	
1 介護予防・重度化防止の推進	拡充	*一般介護予防事業 *65歳からのプラチナ世代元気応援事業 *瓦町健康ステーション事業	*介護予防・生活支援サービス *指定介護予防支援・介護予防ケアマネジメント *「元気を広げる人」等の育成・支援
2 居場所づくりの推進	拡充	*高齢者の居場所づくり事業 *居場所との連携事業	*ふれあいの場の確保
3 健康づくりの推進	拡充	*生活習慣の改善 *生活習慣病の発症予防と重症化予防の徹底	*高齢者の保健事業と介護予防事業の一体的実施
4 社会参加・生きがいづくりの促進		*老人クラブ *シルバー人材センター *敬老事業 *高松型学校・地域連携システム推進事業 *高齢者と地域の交流事業	*拠点施設における各種講座の実施 *生涯スポーツの普及振興 *保育所・認定こども園・幼稚園における高齢者との世代間交流
5 感染症予防対策の充実	拡充	*感染症予防対策の充実	*高齢者施設等における感染症に対する備え

*介護予防・生活支援サービス事業（総合事業）の拡充

1. 住民主体の支え合いサービス（訪問型サービスB, 通所型サービスB）の対象者の弾力化

「介護保険制度の見直しに関する意見」（令和元年12月27日社会保障審議会介護保険部会）を踏まえ、介護保険法施行規則の一部を改正する省令が公布されたことを受け、第1号事業に関する見直しのうち、第1号事業の対象者の弾力化を行うものです。

国の通知（一部抜粋）※令和2年10月22日付 老発1022第1号 厚生労働省老健局長

・介護保険法第115条の45第1項第1号（地域支援事業）

第1号事業の対象者について、介護保険制度の見直しに関する意見書において、「現在、総合事業の対象者が要支援者等に限定されており、要介護認定を受けると、それまで受けていた総合事業のサービスの利用が継続できなくなる点について、本人の希望を踏まえて地域とのつながりを継続することを可能とする観点から、介護保険の給付が受けられることを前提としつつ、弾力化を行うことが重要」とされたことを踏まえ、所要の改正を行う。



【改正の内容】※第1号事業に関する見直し（施行期日：令和3年4月1日）

第1号事業の対象者に、要介護認定による介護給付に係る居宅サービス、地域密着型サービス及び施設サービス並びにこれらに相当するサービスを受ける前から市町村の補助により実施される第1号事業のサービスを継続的に利用する居宅要介護被保険者を追加することとする。

2. 対象者及び施行日

【現行】要支援1・2及び事業対象者の方 ⇒ 【変更】現行サービスを受けている方が、要介護認定（1～5）になってもサービスを継続
【施行日】令和3年4月1日

第2章 重点課題②：包括的な支援体制の構築

介護が必要になっても、住み慣れた地域で自分らしく、安心して生活を続けられるよう、相談支援体制の充実や、在宅医療・介護連携を推進します。また、地域の実情に応じた、支援やサービスの充実に取り組み、地域の関係団体等と連携した包括的な支援体制の充実を図ります。

施策	主な取組	
1 在宅医療・介護連携の充実	*在宅医療・介護連携の推進	
2 介護保険サービスの充実	*居宅サービス *地域密着型サービス *施設サービス	*介護給付等費用適正化事業 *住宅改修支援事業 *介護サービス相談員派遣等事業
3 生活支援・見守り体制の充実	*高齢者のための在宅福祉サービス	*地域で支えあう見守り活動に関する協定
4 認知症施策の推進	*認知症ケアパスの普及 *認知症地域支援推進員の配置 *認知症カフェの設置・運営 *認知症初期集中支援チームの運営 *認知症サポーター養成講座等の実施 *チームオレンジの設置	*認知症の人を支える家族のつどい「ひだまり」事業 *認知症等行方不明高齢者家族支援サービス事業 *認知症等行方不明高齢者保護ネットワーク *成年後見制度利用支援事業
5 地域包括支援センターの機能強化	*総合相談支援 *権利擁護の推進	*包括的・継続的ケアマネジメント支援 *地域ケア会議（多職種協働によるネットワークづくり）
6 包括的な相談支援体制の推進	*相談支援体制の充実 *生活支援・介護予防サービス提供体制構築事業 *学校教育推進事業	*広報活動等を通じた情報提供、意識啓発 *高松市市民活動センター *生涯学習コーディネーター養成講座
7 家族介護支援の推進	*高齢者短期入所事業 *寝たきり高齢者等紙おむつ給付事業 *寝たきり高齢者等介護見舞金支給事業	*たかまつ介護相談専用ダイヤル *総合相談支援（再掲） *相談支援体制の充実（再掲）

拡充

第3章 重点課題③：生活環境の充実

高齢者の居住に適した住宅の整備を促進するとともに、高齢者が安心して外出できるよう、公共交通機関等のバリアフリー化等、安心して暮らせる環境づくりを推進します。

また、緊急・災害時に迅速に対応するため、一人暮らし・寝たきり高齢者の把握、自主防災組織の活動支援など地域における支援体制の強化に努めます。

施 策	主な取組	
1 住まいの整備・充実	*高齢者住宅安心確保事業 *サービス付き高齢者向け住宅・有料老人ホーム	*養護老人ホーム *軽費老人ホーム(ケアハウス)
2 外出支援の充実	*高齢者公共交通運賃半額事業 *公共交通機関等のバリアフリー化	*高齢者福祉タクシー助成事業 *地域における移動支援
3 安全で住みよい環境づくりの推進	*住宅防火診断 *高齢者の消費者被害防止	*高齢者の交通安全対策
4 災害時等の援護体制の充実	*避難行動要支援者名簿の整備 *一人暮らし・寝たきり高齢者の把握	*自主防災組織の活動支援 *高齢者施設等における災害に対する備え

拡充

第4章 介護保険事業の円滑な運営

1-1. 介護保険サービス量の見込 - 施設・居住系サービス利用者数の推移

(単位：人)

区 分	実 績			見込み				
	H30 (2018)	R1 (2019)	R2 (2020)	R3 (2021)	R4 (2022)	R5 (2023)	R7 (2025)	R22 (2040)
要介護（要支援）認定者数	25,296	25,516	25,263	26,494	27,187	27,820	28,624	32,401
要支援認定者数	6,964	6,853	6,559	7,023	7,202	7,355	7,565	7,976
要介護認定者数	18,332	18,663	18,704	19,471	19,985	20,465	21,059	24,425
介護保険施設利用者※1の割合	15.5%	15.1%	15.3%	調整中 ※パブリックコメントの際には、見込みを公表予定です。				
介護保険施設の利用者数	2,836	2,812	2,856					
介護老人福祉施設※2	1,618	1,625	1,641					
介護老人保健施設	1,081	1,080	1,055					
介護医療院	-	-	54					
介護療養型医療施設	137	107	106					
重度利用者※3の割合	58.2%	59.1%	59.1%					
介護保険施設利用者のうち、 要介護4・5の利用者数	1,650	1,661	1,689					
居住系サービス利用者数	1,619	1,643	1,642					
認知症対応型共同生活介護	882	881	885					
特定施設入居者生活介護	725	750	745					
地域密着型特定施設入居者生活介護	12	12	12					

要介護（要支援）認定者数は各年9月末の人数で、第2号認定者を含む

平成30年度、令和元年度は各月平均値、令和2年度は3～8月利用の平均値を基に、令和3年度以降は、地域包括ケア「見える化」システムによる推計を基に算出

※1 要介護認定者のうち、介護保険施設の利用者 ※2 地域密着型サービスを含む ※3 介護保険施設の利用者のうち、要介護4・5の利用者

第4章 介護保険事業の円滑な運営

1-2. 介護保険サービス量の見込 – 地域密着型サービス利用者数の推移

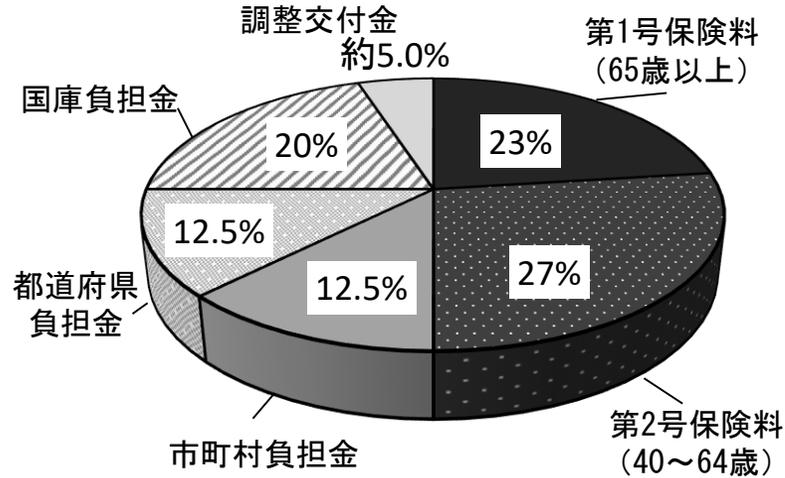
(単位：人/月)

区 分	実 績			見込み				
	H30 (2018)	R1 (2019)	R2 (2020)	R3 (2021)	R4 (2022)	R5 (2023)	R7 (2025)	R22 (2040)
定期巡回・随時対応型訪問介護看護	36	50	184	調整中 ※パブリックコメントの際には、見込みを 公表予定です。				
夜間対応型訪問介護	198	194	126					
地域密着型通所介護	1,903	1,838	1,841					
認知症対応型通所介護	186	173	173					
小規模多機能型居宅介護	245	258	267					
認知症対応型共同生活介護	882	881	885					
地域密着型特定施設入居者生活介護	12	12	12					
地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護	-	-	-					
看護小規模多機能型居宅介護	37	43	47					

平成30年度、令和元年度は各月平均値、令和2年度は3～8月利用の平均値を基に、令和3年度以降は、地域包括ケア「見える化」システムによる推計を基に算出

2. 介護保険料必要額の算定について

3年間の介護保険事業費を推計し、必要な収納額から算定した保険料基準額を設定します。



▶ 第1号保険料と第2号保険料の割合は、計画期間ごとの人口比率（全国ベース）によって決定（第7期と同値）

▶ 調整交付金の交付状況は保険者によって異なり、第1号保険料の構成割合に影響（5%を下回る場合、第1号保険料の割合が増加）

事業費見込額及び介護保険料については調整中

※パブリックコメントの際には、見込みを公表予定です。

第4章 介護保険事業の円滑な運営

3. 第8期計画期間における保険料段階設定の考え方について

本市の第8期計画期間の保険料段階設定については、現行（第7期）の14段階を踏襲し、国の標準的な基準所得金額等の見直しに伴い、見直しを行います。

		国の標準段階			本市が設定する段階			
		第7期	第8期		第7期	第8期		
区分	対象者	対象者	基準額割合	区分	対象者	対象者	基準額割合	保険料(月額)
						基準額割合	保険料(年額)	保険料(月額)
本人非課税	第1段階	生活保護受給者等又は所得+課税年金収入80万円以下	生活保護受給者等又は所得+課税年金収入80万円以下	0.50 (0.30)	第1段階	生活保護受給者等又は所得+課税年金収入80万円以下		
	第2段階	所得+課税年金収入120万円以下	所得+課税年金収入120万円以下	0.75 (0.50)	第2段階	所得+課税年金収入120万円以下		
	第3段階	所得+課税年金収入120万円超	所得+課税年金収入120万円超	0.75 (0.70)	第3段階	所得+課税年金収入120万円超		
本人非課税	第4段階	所得+課税年金収入80万円以下	所得+課税年金収入80万円以下	0.90	第4段階	所得+課税年金収入80万円以下		
	第5段階	所得+課税年金収入80万円超	所得+課税年金収入80万円超	基準額	第5段階	所得+課税年金収入80万円超		
本人課税	第6段階	所得120万円未満	所得120万円未満	1.20	第6段階	所得120万円未満		
	第7段階	所得120万円以上200万円未満	所得120万円以上210万円未満	1.30	第7段階	所得120万円以上200万円未満		
	第8段階	所得200万円以上300万円未満	所得210万円以上320万円未満	1.50	第8段階	所得200万円以上300万円未満		
	第9段階	所得300万円以上	所得320万円以上	1.70	第9段階	所得300万円以上400万円未満		
	第10段階				第10段階	所得400万円以上500万円未満		
				第11段階	所得500万円以上600万円未満			
				第12段階	所得600万円以上700万円未満			
				第13段階	所得700万円以上800万円未満			
				第14段階	所得800万円以上			

国の方針に合わせて調整する予定
 ※パブリックコメントの際には、見込みを公表予定です。

※改正内容は現時点における予定です。

今後のスケジュールについて

	1月	2月	3月
高松市高齢者保健福祉・介護保険制度運営協議会	1/21 → 書面会議に変更	下旬 (予定)	
主な協議内容	*第8期計画素案 *サービス見込量 *次期介護保険料等	*第8期計画最終案 *介護報酬改定 → 介護保険料確定	条例改正

パブリックコメント

計画の策定・公表

パブリックコメントの実施について

1. 意見募集期間

令和3年1月28日（木）から2月24日（水）まで

2. 計画素案の閲覧方法

高松市ホームページや、長寿福祉課・介護保険課・地域包括支援センターの窓口、情報公開コーナー（高松市役所11階）各総合センター、支所・出張所、コミュニティセンター（支所・出張所併設の施設を除く。）に、計画素案及び意見書様式を配置します。

3. 意見書の提出方法

所定の様式に御記入の上、郵送、持参、FAX、Eメールで提出（電話は受付不可）

